（私立学校教職員共済法施行令等の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「十一級」を「十級」に改める。

一　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第三十二条第一項

二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十九条第一項

三　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）第十六条第一項

四　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十二条第一項

五　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第三十四条第一項

（警察法施行令の一部改正）

第十三条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（税関関係手数料令及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「四級」を「三級」に改める。

一　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第八条第二項

二　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）第一条

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「十一級及び十級」を「八級以上」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第十六条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「による二級以上の職務にある」を「の適用を受ける」に改める。

（国家公務員宿舎法施行令の一部改正）

第十七条　国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「。以下「給与法」という。」を加え、「四級」を「三級」に改める。

第十三条第一項の表中「一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三第二項第一号」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）第二条の規定による改正前の給与法（以下「旧給与法」という。）第十一条の三第二項第一号」に、「「甲地」」を「「旧甲地」」に、「一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三第二項第二号」を「旧給与法第十一条の三第二項第二号」に、「「乙地」」を「「旧乙地」」に、「甲地及び乙地」を「旧甲地及び旧乙地」に改める。

第十四条第一項の表中「甲地」を「旧甲地」に、「乙地」を「旧乙地」に改める。

（特許法施行令の一部改正）

第十八条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「三級」を「二級」に改める。

第十三条中「六級」を「四級」に改める。

第十三条の二中「四級」を「三級」に改める。

（国税通則法施行令の一部改正）

第十九条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「八級」を「六級」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第二十条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「、調整手当」を「、地域手当」に改め、同条第三項第一号中「第八条第六項から第九項まで」を「第八条第五項から第七項まで」に改め、同条第六項及び第七項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第八項中「までの調整手当」を「までの地域手当」に改める。

（職員の兼業の許可に関する政令の一部改正）

第二十一条　職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号イ及びニ中「九級」を「七級」に改め、同号ホ中「九級」を「八級」に改め、同号ヘ中「九級」を「七級」に改める。

（執行官国庫補助基準額令の一部改正）

第二十二条　執行官国庫補助基準額令（昭和四十一年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七級四号俸」を「五級一号俸」に改める。

附則第三条を削る。

（公害紛争処理法施行令の一部改正）

第二十三条　公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「二級」を「一級」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

「割合は、」の下に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）第二条の規定による改正前の」を加える。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　次に掲げる政令の規定中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

一　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第二条第五号

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第四十八条

（工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十六条　工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条後段中「六級」とあるのは、「四級」と読み替えるものとする」とする」に改める。

附則第三条第三項及び第七項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、「読み替える」とあるのは「、同条第二項中「第二条後段」とあるのは「工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第四百十一号）第一条の規定による改正前の工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令第二条後段」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条後段中「六級」とあるのは、「四級」と読み替えるものとする」と読み替える」とする」に改める。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「六級」とあるのは、「四級」とする。

附則第四条第二項中「を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、なおその効力を有するものとされる旧令第二十四条において準用する旧令第二十条後段中「六級」とあるのは、「四級」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十八年四月一日から施行する。